

令和4年第2回定例会（12月議会）

建設委員会（分科会） 会議の概要

書記 松江翔一 録

招集年月日時 令和4年11月28日（月曜日）

予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 建設委員会室

本定例会（12月議会）における案件（委員会）

- 1 議案第191号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 2 議案第192号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 3 議案第193号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 4 議案第194号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 5 議案第195号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 6 議案第196号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 7 議案第197号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 8 議案第198号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 9 議案第199号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 10 議案第200号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 11 議案第201号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 12 議案第202号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 13 議案第203号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結

- する協議について
- 14 議案第204号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 15 議案第205号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 16 議案第206号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 17 議案第207号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 18 議案第208号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 19 議案第209号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 20 議案第210号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 21 議案第211号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 22 議案第212号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 23 議案第213号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 24 議案第214号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 25 議案第215号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
- 26 議案第216号
財産の取得について
- 27 付託案件以外の所管事項

本定例会（12月議会）における案件（分科会）

- 1 議案第166号
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）
- 2 議案第167号
令和4年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）

3 議案第168号

令和4年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

4 議案第171号

令和4年度秋田県下水道事業会計補正予算(第1号)

建設部参事(兼)建築住宅課長

中野賢俊

建設部参事(兼)港湾空港課長

伊藤邦昭

建設政策課長

三浦卓実

会計管理者(兼)出納局長

奈良聡

監査委員事務局長

工藤千里

労働委員会事務局長

鎌田雅人

令和4年11月28日(月曜日)

本日の会議案件

1 会議録署名員の指名

2 審査日程

3 建設部関係の所管事項 (趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	小野一彦

欠席委員

委員	渡部英治
----	------

書記

議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	嵯峨未羽子

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての会議録署名員には、川口委員、小野委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。

審査日程案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

会議の概要

午前10時27分 開議

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	小野一彦

欠席委員

委員	渡部英治
----	------

説明者

建設部長	田中倫英
建設部建設技監	佐々木寿一
建設部建設産業振興統括監	浅井学
建設部次長	奈良滋
建設部次長	川辺透
建設部次長	笠井良真

午前10時28分 休憩

午後10時29分 再開

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	小野一彦

欠席委員

委員	渡部英治
----	------

説明者

建設部長	田中倫英
建設部建設技監	佐々木寿一
建設部建設産業振興統括監	

	浅井	学
建設部次長	奈良	滋
建設部次長	川辺	透
建設部次長	笠井	良真
建設部参事（兼）建築住宅課長	中野	賢俊
建設部参事（兼）港湾空港課長	伊藤	邦昭
建設政策課長	三浦	卓実

委員長

委員会を再開します。

建設部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設部長

8月の大雨災害対応中に職員が亡くなった事案について、その調査結果がまとまりましたので概要を報告します。

この事案は、今年8月に大雨災害の対応に当たっていた地域振興局建設部の職員が同部の部長からパワーハラスメントを受けたことを示唆した遺書を残して、地域振興局内の施設において亡くなっていたものであります。この事案について、関係職員への聞き取り調査等を行った結果、当時の地域振興局建設部の部長がパワーハラ（パワーハラスメント）を行っていたことが確認されたため、この職員を減給10分の1、3か月及び上席主幹への降任とする処分を行いました。また、上司の地域振興局長を厳重注意としております。

今後このような事案が二度と起こることのないよう、ハラスメント対策としてマネジメント能力の向上に向けた人事制度の導入等を進めるとともに、災害時の体制について初動対応チームの設置による広域的な応援体制の整備等に取り組んでまいります。

私からの報告は以上であります。誠に申し訳ありませんでした。

建設政策課長

【職員の処分について当日配付資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

工藤嘉範委員

今後のことというか、ハラスメントの再発防止対策ですけども、提出資料には相談窓口の再周知や定期的な面談の仕組みづくりと書いてあります。こうやって書くのは簡単というか、こういうことなのだろうとは思いますが、ではそういう悩みの相談先がどういう組織になるのか、同じ県庁内の職員なのか、あるいはふきのとう（秋田ふきのとう県民運動

実行委員会）といった自殺対策のノウハウのある方々なのか、非常に微妙なところだと思います。やはり、悩んでいる方が自分の口から相談するというのはかなり難しいみたいです。我々もそういう話——この間も講習を聞いたのですけれども、やっぱりふだんの声掛けが大事だと専門家の方々は言っています。

私は組織内だけで解決するのは相当難しいのではないかと思います、その辺のハードルの高さについてはどう認識されていますか。皆さんがそういう研修だったり、専門家の話などを聞いているのかは分かりませんが、どう感じていますか。

建設政策課長

パワーハラの防止と一言で言いますが、様々な要因もございまして、本当に難しいものと思います。

まずは管理職員等のパワーハラの防止という点で、管理職になる前段階からそうした行為を厳に慎むよう、組織として丁寧に指導してパワーハラを未然に防ぐというのがまず1つ肝だと思います。

続いて、残念ながらパワーハラが疑われるような事案が発生した際に、パワーハラを受けたと感じる部下職員等からしっかりと情報が上がってくる仕組みが重要かと思えます。今回の事案では、所属長という立場の人間によるそういった行為がありましたが、なかなかその情報がきれいに上がってこないということもありました。ルートとしては、例えば人事課に直接伝えるという仕組みもございまして、直属以外の職員がそういった相談等を聞く体制もありますので、直属の上司や部下でないところでもそういった情報をしっかりと受け止めることができるという点について、改めてしっかりと周知して、そういった行為により追い込まれた職員の逃げ道というか、頼るべき部分がしっかりとあるように仕組みを整えていくことが重要かと思えます。

工藤嘉範委員

今課長がお話したように、幹部職員——中間管理職も含めて、パワーハラ行為をさせない教育も当然必要でしょうけれども、ふだん何もないときから幹部職員が部下の雰囲気を感じる教育というのがあるのではないですか。つい10日くらい前の研修において本当にはっと思ふようなことがありましたが、ふだんの接し方というか——パワーハラ行為をさせない教育と並行して、ふだんの雰囲気と違う部分がないかなど、寄り添うというか、そういう状況を感じ取る教育もしなければいけないと思うのです。これらは両輪だと思いますので、そこがうまく機能するような組織——組織などとあまり堅苦しいことを言っても機能するかどうかは分かりませんが、やっぱり専門家がいるのですから、そういう方々と少し相談して、秋田ふきのとう県民運動実行委員会など——

あの方々の悩みも深いわけですから、そういったノウハウを少し聞きながらやってもらいたいと思うのです。

建設政策課長

私も含め、管理監督する立場にある職員は、部下職員に対していろいろな部分に気を付けながら組織全体としていい仕事をしていくということを心がけるとともに、そういった面について研修などの機会を通じて職員全体の底上げをしていく必要があると思います。その際には、講師等に来ていただいて県庁外の考えをしっかりと聞きながら、全体として対応していく必要があるものと思います。

工藤嘉範委員

最後にしますが、ちなみに処分に関して、今回は停職という処分はなかったのですか。

建設政策課長

処分の前提となる調査も含め、今回の処分につきましては全て総務部において対応しておりますので、我々としてはその点について答えを持ち合わせておりません。

鳥井修委員

ハラスメントについて、民間企業では物すごく課題というか、大きな問題と捉えていて、ここ10年から15年前ぐらいでかなり教育——一般職から管理職になったときに必ず研修もしますし、また一般職についてもハラスメントの定義自体を勉強しながら、お互いに共通認識を持って仕事をするというのが普通であります。

その中でこの事案が起きたことに関しては、やっぱり職場の環境自体が——風通しの良さなどとよく言われるのですけれども、例えば同じ職場の一般職みんながいる中で上司に叱責されたと。そういうことは多分今ではあり得ないし、指導するのであれば別室において個人のプライバシーであったりとか、いろんなことを配慮しながら注意すると思うのです。今回の件を見れば、ほとんど職場の面前でやられたのかなと推察するのですけれども、お伺いしたい1点目は職場の風通しの良さという点です。要はその人ではなくて、周りから「ちょっとこれはおかしいのではないか。」といった情報などが入ったりするものだと思うのですけれども、そういうのは全くなかったのですか。

建設政策課長

今回の事案について言いますと、そういった事前のパワハラに関する情報というのは、我々本庁側の人間には直接的には上がってきておりませんでした。

鳥井修委員

いずれこれが氷山の一角でなければいいなと思いつつも、少なからずハラスメントというのは言う側と言われる側の認識の違いもあると思うのです。

本人はそう思っていない場合が多いと言いますが、その認識の違いなのです。だから、そういうことをしっかり認識しながら、管理職になられた方の教育などをしっかりしながら——これは1回やればいいというものではなくて——こういう事案が出ればある程度研修はするのですけれども、その後は下火になるので、これは継続的にやってほしいです。

また、これは多分どの職場においてもなり得る可能性があるもので、やっぱり先ほどお話ししたとおり、管理者——上司と部下の認識をしっかりとさせていただくこと、あとは継続した——これはある程度時間もとらなくてはいけないと思っていて、民間企業でいくと、企業コンプライアンスということで物すごく重大なことになりますので、そういう民間の部分もある程度参考にしながらやられたほうがいいと思うのですけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

建設政策課長

いわゆるハラスメントにつきましては、する側とされる側のお互いのマインドの問題もありますので、なかなか難しいところがあるかとは思いますが、いずれ我が県においても他県並みの研修なり、それを察知するための仕組みというのは当然設けているわけですが、今回の事案を受けて、再度そういった管理監督職員になるような段階から、まずは何がパワハラに当たるのかということも含めて丁寧に理解してもらおうとともに、そういった行為が発生しそうな時点で未然に察知して、しっかりと情報が上がってくるような仕組みづくりに改めて取り組むということで、総務部においてもそういった明確な方向性を出してきている状況でございます。

鳥井修委員

いずれこういった事案というのは二度と起こしてはいけなし、これからは建設部だけではなくて、全ての県庁職員が誰一人そういうことになってはいけません。そういう共通認識を持っていただいて、今後あらゆる部分で今回のことをしっかりと反省して取り組んでいただきたいということでもあります。

小野一彦委員

関連です。私もかつてそちらの職場にいた立場ですけれども、たしかマネジメンチェックというのがありましたよね。マネジメンチェックというのは、部下から見た管理者——要するにマネジメンを行う上司に対する評価をして、それを所属長が確認をして、個々の職員とマネジメンを行っている上司にしっかりと組織のための仕事をやってもらうという仕組みだと思っておりますが、それは形骸化せずにきちんと機能しているということでもいいですよ。

建設政策課長

マネジメンチェックにおいては、当然私も人をチェックしたり、逆にチェックされたりという立場

であります。マネジメントチェック自体は県庁内において非常に——言葉はあれですけども、真面目に丁寧にやられてはおります。

ただ、今回の事案に即して言いますと、地域振興局という組織の中でのマネジメントチェックですので、現在の仕組みにおいては、地域振興局建設部長という立場であればその部下が行ったマネジメントチェックを地域振興局長が確認するというやり方になっております。マネジメントチェック自体は、大分プライバシーといいますか、慎重に取り扱わなければいけないところもありまして、地域振興局という所属の中でまずしっかりとチェックを行うということで、その情報が直ちに我々建設部のほうに共有されるといった仕組みには現時点ではなっておりません。

建設部次長（奈良滋）

今の説明にちょっと補足させていただきますと、マネジメントチェックに関しては、今三浦課長が申しあげましたように地域振興局職員の場合は地域振興局長——特に部長の場合は地域振興局長がチェックの責任者となっており、チェック後は総務部人事課のほうには報告が上がっていくのですが、建設部には直接報告が来ないという状況になっております。ただ、やはり我々としてもそこに一切タッチしないでいいのかというところは今総務部ともちょっと相談しているところで、建設部にも情報提供してもらうというようなことで、今調整しているところです。

ちなみに、マネジメントチェックは年1回のチェックですので、今年度はそれこそ8月の段階ではチェックはまだ行われていなかったわけですが、前年度のマネジメントチェックの状況を後で聞いたところによりますと、その上司に関して特段問題があるような行動は報告されていなかったということでした。

小野一彦委員

このたびのパワハラというか、そういう定義についての時代的な認識というか——先ほど鳥井委員もおっしゃいましたけれども、そういう認識をアップデートした上で共有することも必要でしょうし、このたびの事案を受けて、今次長がおっしゃったような、既存の制度がどのように運用されていくべきなのかといった検証を是非やっていただければと思います。

あと、法律上の解釈について1つ確認です。今回の処分は減給と降任です。地方公務員法上の懲戒処分と分限処分がありますが、まず減給は懲戒処分として、降任はどちらの処分ですか。

建設政策課長

法律上に降任というのはありませんので、降任のほうは分限処分に該当するかと思います。

佐藤信喜委員

まずは、亡くなった職員の方の御冥福を祈りたいと思います。

やはり亡くなったということは、相当な覚悟を持って命を絶ったということだと私は考えています。これまで私も地元というか——役場職員だったということもありますけれども、同じ仲間を亡くしたこともありますし、亡くなるということは非常に悲しいことでもあります。今回このように原因について調査を行った結果、パワハラがあったことが分かったのでしょうかけれども、やはりふだんからこういったことが起きないように——パワハラに限らずいろんなハラスメントがあります。私たちも先日ハラスメント研修を受けました。こんなこともハラスメントに当たるのかとか、そういうことを感じる方ももしかすればいるかもしれませんけれども、先ほどからの質問の中でもあったとおり、受け手側のことをしっかりと意識した上で対応していけば、ハラスメントというのはなくなっていくのではないかと考えています。やはり相手がどう思うか、これを一番大事に考えていかなければいけませんし、管理職の皆さんは管理職間での情報共有は密にされていることだと思いますけれども、やはり職員との情報共有というのもしっかりとやってほしいという思いはあります。

今回実はこの話を聞いたときに、私もある若手職員の方々からお話を聞きました。やはり自分たちの声が上に届いていかないという切実な思いもあるようですので、そういった声を拾い上げられるような体制をしっかりと築き上げてほしいなと思います。建設部として——私たち建設委員会、そして私自身としても、やはりこういった事案を発生させてしまったということに少し責任を感じてはいますが、本当に今後こういったことがないように十分気を付けて対応していただきたいとお願いをして、終わりたいと思います。

建設部長

るるいろいろお話いただきましたので、我々もしっかりと受け止めてやっていきたいと思っていますけれども、いろいろと時代が変わっていることは当たり前なので、私もそうですけれども、自分が教わったことをそのまま若い人にやるということもよく本で読んだりします。あとはフェース・ツー・フェース（対面）で異常を察知するというのは非常に重要なのでしょうけれども、コロナ禍でなかなか会えないとか、リモートだったり、しかもマスクもしているので、やっぱりなかなか目の動きだけでは分からないこともあったりすると思いますので、そういう意味では専門家のいろんな新しい話もしっかりと勉強しながら——とにかく二度と起こさない

いうことは本当に大事だと思っていますし、災害対応を本当に一生懸命やっていた中でこういう結果になってしまったのは非常に残念ですので、しっかりと受け止めて立て直していきたいと思います。引き続き御指導よろしく申し上げます。

委員長

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月8日木曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査から行います。

散会します。

午前10時56分 散会

令和4年12月8日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第166号
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 3 監査委員事務局関係の付託案件以外の所管事項
（質疑）
- 4 労働委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第166号（再掲）
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（出納局の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 6 出納局関係の付託案件以外の所管事項
（質疑）
- 7 議案第166号（再掲）
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（建設部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 8 議案第167号
令和4年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（趣旨説明・質疑）
- 9 議案第168号
令和4年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
（趣旨説明・質疑）
- 10 議案第171号
令和4年度秋田県下水道事業会計補正予算（第1号）
（趣旨説明・質疑）
- 11 議案第191号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 12 議案第192号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 13 議案第193号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 14 議案第194号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 15 議案第195号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 16 議案第196号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 17 議案第197号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 18 議案第198号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 19 議案第199号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 20 議案第200号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 21 議案第201号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 22 議案第202号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 23 議案第203号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 24 議案第204号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 25 議案第205号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 26 議案第206号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 27 議案第207号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 28 議案第208号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 29 議案第209号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 30 議案第210号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 31 議案第211号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 32 議案第212号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について
（趣旨説明・質疑）
- 33 議案第213号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結

- する協議について (趣旨説明・質疑)
- 34 議案第214号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について (趣旨説明・質疑)
- 35 議案第215号
生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について (趣旨説明・質疑)
- 36 議案第216号
財産の取得について (趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員 (分科員)

委員長 (会長)	佐藤信喜
副委員長 (副会長)	鳥井修
委員 (分科員)	川口一
委員 (分科員)	工藤嘉範
委員 (分科員)	瓜生望
委員 (分科員)	小野一彦

欠席委員 (分科員)

委員 (分科員)	渡部英治
----------	------

書記

議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	嵯峨未羽子
建設部建設政策課	進藤一弥

会議の概要

午前11時03分 開議

出席委員 (分科員)

委員長 (会長)	佐藤信喜
副委員長 (副会長)	鳥井修
委員 (分科員)	川口一
委員 (分科員)	工藤嘉範
委員 (分科員)	瓜生望
委員 (分科員)	小野一彦

欠席委員 (分科員)

委員 (分科員)	渡部英治
----------	------

説明者

監査委員事務局長	工藤千里
首席監査監	齋藤秀樹
監査第一課長	新号和政
監査第二課長	杉山明生
労働委員会事務局長	鎌田雅人
審査調整課長	高橋一満

委員長 (会長)

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会建設分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、川口分科員、小野分科員を指名します。

次に、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第166号のうち監査委員事務局及び労働委員会事務局に係る部門の審査を行います。

監査委員事務局の関係課長の説明を求めます。

監査第一課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長 (会長)

次に、労働委員会事務局の関係課長の説明を求めます。

審査調整課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長 (会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

鳥井修委員 (分科員)

人件費関係について伺います。

事務局給与費のところ700万円ほど減額となっていますが、これについて具体的な人数の変動なども説明していただければと思うのですけれども。

監査第一課長

当初予算では事務局職員を23人として計上しておりましたが、令和4年度の人員が22人ということで、現員現給としてその1人分の人件費が大きく減っているということになります。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長 (会長)

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。

鳥井修委員 (分科員)

では、これも同じく職員の給与の部分で伺います。140万円の増額ということなので、これも同じような形で教えてください。

審査調整課長

当初予算では、人員9名、時間外対象職員——いわゆる正職員5人で組んでおりました。この人数には育休 (育児休業職員) を2人含んでおりますが、その代替職員として1名補充していただいたという格好で、その1名分の給与が大きく響いて増額となったものでございます。

委員長 (会長)

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

審査調整課長

【9月議会報告後の審査調整等の状況について提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。

鳥井修委員（分科員）

提出資料の2番、労働争議の調整等のところですが、今年の争議行為予告受付は中労委（中央労働委員会）から13件、秋労委（秋田県労働委員会）から2件、各業種ごとでは運輸事業のところでは道路貨物が4件、航空運輸が6件ということで、例年に比べるとこの申請の――毎年違うと思うのですけれども、コロナ禍の影響とか、何か特徴的なものはありますか。

審査調整課長

特に目立った特徴はございません。ほぼ同じ顔ぶれという格好であります。

ただし、令和2年度ですか、コロナ禍の最中において航空運輸では労使ともに顧客が減ったということもあるかと思しますので、争議予告がなかった組合、団体もございました。今は例年どおりの顔ぶれが復活しつつある状況でございます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	小野 一彦

欠席委員（分科員）

委員（分科員）	渡部 英治
---------	-------

説明者

会計管理者（兼）出納局長

奈良 聡

出納局次長

田森 清美

会計課長

高橋 也人

財産活用課長

金沢 克己

総務事務センター長

大森 範孝

検査課長

京谷 仁美

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

出納局関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第166号のうち出納局に關係する部門の審査を行います。

關係課長の説明を求めます。

会計課長

【補正予算内容説明書により説明】

財産活用課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

瓜生望委員（分科員）

1つだけ確認させてください。

財産活用課にお聞きしますけれども、人件費の部分で当初に比べてマイナスとなっていると思うのですが、金額がちょっと大きいような気がしていて、こういったものが業務等に与えた影響ですとか、大変な部分などはないのかなと思ひまして、ここだけ確認をお願いします。

財産活用課長

人件費に関しましては減額になっております。それにつきましては、当初見込んだ人員よりも2名減となっておりますので、その分が減額となっております。

瓜生望委員（分科員）

2名減になっても、業務には支障を来していないのですか。

財産活用課長

何とかやりくりしております。

工藤嘉範委員（分科員）

財産活用課長に電気料の部分でお伺いします。

かなりのお金が——これは全体の何%くらいの増額なのですか。これは電気料金の値上げの分なのですか。補正を組んでこのくらい増額になっているということは見込みよりも多分高くなっているのでしょうか。例えば通常であれば5,000万円とか1億円だったとか——この2,000万円の増額というのは何%くらいアップになっているか、その辺をちょっと説明してください。

財産活用課長

当初予算では、電気料金分としまして8,840万4,000円を見込んでおりました。これに対して、今回補正額が2,032万1,000円でありますので、大体23%のアップになります。電気料金が燃料費によって調整されるという仕組みになっておりまして、その燃料調整費のほうが年々アップしております。1年前——昨年12月の燃料調整単価と比べますと、今現在は約12円ほど上がっております。その関係もありまして、このような見込みになったということです。

工藤嘉範委員（分科員）

東北電力は本当に許せないですね。あまり値上げされて大変なのだけれども。

ちなみに、何回かスライド（燃料費価格の変動に対応して料金を調整する仕組みのこと。）しているのですか、それとも4月当初から一発でどんと上がっているのですか。

財産活用課長

燃料調整単価は毎月見直すことになっておりまして、電力会社のほうから公表されております。それが徐々に上がって行って、1年間の比較で見ると12円アップという形になっております。

工藤嘉範委員（分科員）

ちなみに、その調整料金というのは上限というかここがマックスで打ち止めといったところはあるのですか。それとも天井知らずでまだまだ上がっていくような状況になっているのか、その辺りちょっと詳しくないので教えてください。

財産活用課長

詳しい仕組みは私もよく把握しておりませんが、上限があるとは聞いております。ただ、昨今の状況によって上限を撤廃するというような話もお聞きしております。

（※10ページで発言訂正あり）

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、出納局関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

出納局関係の所管事項について御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

財産活用課長

すみません。先ほどの発言の中で上限があるというお話をしましたけれども、上限はありませんでしたので、訂正させていただきます。

（※10ページの発言を訂正）

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここで、昼食のため休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

午前11時24分 休憩

午後 1時28分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信 喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉 範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	小野 一 彦

欠席委員（分科員）

委員（分科員）	渡部 英 治
---------	--------

説明者

建設部長	田中 倫 英
建設部建設技監	佐々木 寿 一
建設部建設産業振興統括監	
	浅井 学
建設部次長	奈良 滋
建設部次長	川辺 透
建設部次長	笠井 良 真
建設部参事（兼）建築住宅課長	
	中野 賢 俊
建設部参事（兼）港湾空港課長	
	伊藤 邦 昭
技術管理課長	村上 龍 巳
都市計画課長	鈴木 護
下水道マネジメント推進課長	
	川村 潤

道路課長	伊 勢 弘
河川砂防課長	小 野 潔
営繕課長	備 前 賀 成

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設部長

三浦建設政策課長が所用により本日と明日欠席いたします。

そのため、委員会での説明及び答弁につきましては、奈良次長が務めることになりましたのでよろしくをお願いします。

委員長（会長）

それでは、建設部関係の議案に関する審査を行います。

議案第191号から議案第216号までの26件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第166号のうち建設部に関係する部門、並びに議案第167号、議案第168号及び議案第171号に関する審査を行います。

建設部長の説明を求めます。

建設部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長等の説明を求めます。

建設部次長（奈良滋）

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

技術管理課長

【議案〔7〕により説明】

都市計画課長

【議案〔7〕により説明】

下水道マネジメント推進課長

【議案〔7〕、議案〔9〕及び提出資料により説明】

道路課長

【議案〔7〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

河川砂防課長

【議案〔7〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

建設部参事（兼）港湾空港課長

【議案〔7〕、議案〔9〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

小野一彦委員（分科員）

議案第191号から215号に関する生活排水処理事業の連携協約についてお尋ねします。

先ほど課長から御説明がありましたように、地方自治法第252条の規定というのは平成26年度に創設された比較的新たな規定です。この背景としては第30次地方制度調査会において、人口減少を踏まえて都市間や自治体間の関わりについて柔軟にやっていく必要があるということが挙げられます。

今回の連携協約は県の補完業務としての関わりも出てくるということで、一部事務組合や協議会、あるいは広域連合などではない——大いに民間、それから県、市町村が一体となって進めていかなければこれから立ち行かなくなるということで、この252条の2を根拠として進めていくという認識でよろしいでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

委員がおっしゃいますように、地方自治法第252条の2というのが平成26年度に新たに出来たということで、秋田県ではまだこの連携協約を結んだことはありませんけれども、全国ではいろいろな協約が結ばれており、自治体同士での連携が進んでいるところです。

今回の連携協約は地方自治法に定められた手法であり、連携により柔軟にやっというということで、この方式をとったということでもあります。

小野一彦委員（分科員）

一応確認ですが、もう既に全国的には先行事例があるということですね。一方で、広域自治体である秋田県と県内全ての基礎自治体が連携協約を結ぶというのは、たしか秋田県が初めてということですよ。

下水道マネジメント推進課長

おっしゃるとおり、初めてであります。

小野一彦委員（分科員）

そういう意味で、人口減少や高齢化社会の中で、ついに自治の在り方というものがこの取組によって——前々から秋田県は先行的に下水道を中心に色々と取り組んできていますが、その1つの表れとして、フェーズが1つ上がってきたのかなと思います。

その観点から、素朴な疑問も含めて質問したいと思います。この議案の中に職員の派遣というものがあります。職員の派遣については、地方公務員法で従来よりいろんな論点があるのです。派遣の根拠として、職務命令による派遣、休職派遣、退職派遣があります。判例などでは、事務従事命令によって株式会社等に派遣するのは公務の秩序に反するので違法であるとされております。以前からそういった地方公務員法上の論点がありますけれども、今回の派遣は退職派遣ということですよ。

下水道マネジメント推進課長

補完組織に派遣する職員につきましては、退職派遣者となります。これは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定されております。

小野一彦委員（分科員）

それもまた最近出来た——最近というか、割と近年に出来た法律ですけれども、それに基づいて県を退職して営利企業である株式会社に従事するという職員がこれから出てくる可能性が高いと思うのです。その場合、法律によって復職するときに退職手当や共済組合の加入期間といった部分について一切不利益にならないように、この後条例若しくは人事委員会規則で規定していくということによろしいですよ。

下水道マネジメント推進課長

その法律の中で、特定法人で働く人の派遣期間が満了した場合には任命権者はその者を再び自治体の職員として採用することとされておりますので、不利益を被らないようにしたいと思っております。

小野一彦委員（分科員）

あと、連携協約の中の連携の業務なのですけれども、この議案の第2条の中で経営戦略というのがあります。経営戦略というのは地方公営企業法の適用になっている下水道事業について正に中長期的な視点から経営をしていくに当たっての戦略だと思えますけれども、これについては個々の市町村のニーズに応じてアドバイスをするという認識でよろしいですよ。

下水道マネジメント推進課長

経営戦略の策定というのは、もう1つの大きな柱となっておりますストックマネジメント計画（長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした計画のこと。）の策定と並んで国土交通省からの交付金の交付要件になっておまして、5年に1度見直すようにされております。ですので、どこの市町村も作ることはなっているのですけれども、まだそこまですべていないところもありますので、ニーズに合わせて補完組織がその業務を手伝うという形になります。

小野一彦委員（分科員）

経営戦略に関しては、地方公営企業法の根拠というよりもそもそも法適用なので経営戦略を作ってくださいと総務省からも通知が出ています。その様式などを見れば経営的な部分もあるし、正にストックマネジメント計画に基づいた改修をやるとか、あるいは汚泥をもっと使って収入アップにつなげるとか、

トータルの部分と専門的な部分があると思います。

例えば、先ほどの説明の中で、技術管理課の債務負担行為だったか——専門的なアドバイザーということで2か年にわたって実施する公共事業に対するサポートみたいな業務委託がありましたけれども、そういうコンサルティング的な部分と連携協約の中でサポートしていく業務との違いは何ですか。

下水道マネジメント推進課長

この補完組織でやっていく業務というのは——まず市町村の権限は残すということになっておりますので、各市町村がやっていこうとするものに対してサポートする——委託することに対して、その後ろから手伝いや後押しをするということになっておりますので、直接的に権限をもって取り組むということではありません。その辺が違うと思っております。

小野一彦委員（分科員）

この議案の別表の中に、市町村との協議により、市町村が必要とする支援や経費を取りまとめて、県が管理する施設に関する業務と併せて広域補完組織に一括して発注するとありますが、契約形態としてはやっぱり委託になるのですか。

下水道マネジメント推進課長

委託になります。

小野一彦委員（分科員）

素朴な質問ですけれども、委託なのでコンプライアンスというか——民間企業も中に入った形でのサポートの委託ということになると思うのですけれども、そういう場合、契約の形式はどんなことを想定——例えば入札とか随契（随意契約）ですとか、どんなことを想定するのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

県から補完組織への随意契約となります。

小野一彦委員（分科員）

経営の関係ですけれども——前もちょっと聞きましたけれども——地元市町村からも聞いたのですが、やっぱり専門的な知識が多くないというか、市町村においては人材不足ということもあるので本当に助かるということでした。

一方で、これから株式会社としてやっていくということについては、やはり独自の経営をしていかなければいけない部分も出てくると思います。配当とか、そういう部分も想定して——これは株式会社だから当然だと思うのですけれども、そこら辺の経営の見通しの部分はどんな感じでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

県のほうで、各市町村に対して今後5年、10年くらいの間どのくらいのニーズがあるかを問い合わせしております。その結果を基にしてどのくらいの事業があるかを想定して、それに対して間に合うくらいの人を配置し、赤字にならない経営をしていこ

うと想定しております。

ただ、もうけに関しまして——この会社がたくさんもうけるということは各市町村の負担が大きくなるということです。もうけに関しては最低限にしたいと思っております。

小野一彦委員（分科員）

まだまだ先の話だとは思いますが、県内の上水道では物すごい延長の管路があり、そして配水池や浄水場など、いろいろなものを抱えております。そういう部分も当然これから広域的な部分ということで——上水道のビジョンも出ていますけれども——対応していかなければいけないと思います。まだ設立されてはいないのでしょうけれども、考え得るビジョンというか方向性としては、そういったニーズがもしあれば共通する技術的なサポートなども当然考えていかなければならないということになるのでしょうか。まだそこまでは言えないのでしょうけれども。

下水道マネジメント推進課長

県内市町村を回っているいろいろお話を聞きますと、上水道というのは下水道と同じ部局で取り扱っている市町村が多く、上水道の支援も行ってほしいという話をよく聞きます。下水道よりも上水道のほうが歴史も古く、その分施設も当然老朽化しているということで、上水道についても委員がおっしゃるようによく共通部分も多いところでもありますので、この組織が出来てからになるとは思いますが、各市町村のニーズを捉えながら、できればそちらに対応していくことも考えるべきかなとは思っております。

小野一彦委員（分科員）

最後です。事業パートナーを選定するということになりますけれども、今の時点での——もしこれが可決されて、これから設立していくという段階における事業パートナーの選定基準のポイントというのは——専門的な技術とか、いろいろあると思うのですけれども、教えてください。

下水道マネジメント推進課長

当然ですけれども、柱となっておりますストックマネジメント計画の策定や経営戦略の策定をきちんとやれる相手でなければなりませんので、その辺の実績ですとか、今後しっかりできるかというところは相手に求めると思います。それ以外にも、いろいろ全国を見ますと、下水道や上水道などでコンセッション（コンセッション方式。ある特定の事業範囲において事業者が免許や契約によって独占的な営業権を与えられた上で行われる事業の方式のこと。）をやっているところもありますので、その辺ももしかしたら視野に入ってくるかと思えます。いずれにしても、先ほど資料の説明の中で今後の予定としまして、今月中に公募手続に関する実施方針を公表し

たいとお話しさせていただきましたけれども、実施方針を公表しますと、その中には概要であったり、パートナー事業者に求める内容、それから逆にパートナー事業者がやってはいけない禁止事項とか、参加資格要件なども盛り込みますので、そういうところでまたいろいろと質問を受け付けて、その中で選んでいく相手を決めるという形になるかと思えます。

工藤嘉範委員（分科員）

関連です。横文字が苦手で、分かるようで分からないような部分もあるのですが、ちなみに今小野委員も聞いていたのですけれども、会社の姿というのが私の理解ではまだはっきり見えてこないのです。というのも、今後の予定で公募手続の実施方針の公表だとか、この後3月にパートナー事業者に関する募集要項で会社の中身というか、こういうことをやりたいという姿をこの後示していくものと見受けられるのですけれども、ではその会社がどういう仕事をするのかと言えば、分かるようで分からないのです。この後、議会に具体的な説明——その会社の事業を示していくスケジュールというのは、どうなっているのですか。この説明で終わりですか。そこをちょっと確認したいと思います。

下水道マネジメント推進課長

この会社がやっていく内容というのは——すみません、以前の委員会でもお話しさせていただきましたし、今もちょっと話していますが、ストックマネジメント計画の策定と経営戦略の策定に関して各市町村で共通する部分が結構多いので、その部分についてこの会社が各自自治体から依頼を受けて——間に県は入るのですけれども——その策定をするというのが主な業務になります。それ以外に、技術職員が不足しているところがありますのでそういうところの現場監督業務だったり設計書作成業務などもやっていくという仕事の内容となります。

工藤嘉範委員（分科員）

そのストックマネジメント——さっき言った横文字がなかなか理解できないというのがそこなのです。設計だとか積算というのはすつとイメージできるのですが、ストックマネジメント、経営戦略と言われると、そのイメージが先行し過ぎて——例えば維持、修繕、改善などを行う工事部門みたいなものが入ってくるのがちょっとイメージしづらいのです。これから募集していく要項では、施工というわけではないのだけれども、そういった軽微な小破修繕のようなものは求めないわけでしょう。

下水道マネジメント推進課長

修繕とか工事とか、そういうハード部門は入りません。ストックマネジメント計画というのは——経営戦略と深く関連するのですけれども——今後施設が古くなっていくので直していかなければ駄目なの

ですが、それについてお金をどうやりくりしていくか、事業費と下水道使用料収入を見比べてどのように直していけば下水道が持続可能な事業として成り立っていくかというところを経営戦略とストックマネジメント——長寿命化とはちょっと違うかもしれませんが、どう直して、どう維持していくかという計画がストックマネジメント計画です。それを策定するということですので、実際問題としてそれを直していくということに関しては地元企業を中心に今までどおり発注して工事していく形になります。

工藤嘉範委員（分科員）

分かるようでいて、ストックマネジメントという部分が私にとっては非常に複雑でこれまでずっと入ってこなかったのです。この資料を見て徐々に分かってきました。

そうすると、パートナー事業者に対する募集要項を3月に示していくときに、設計、積算、それから維持管理というのは、民間の事業者においても分野がちょっと違うところがあるのかなと思うのです。やっぱりコンサル（コンサルタント）といっても、完全な図面を描くようなところや処理場関係の設備の専門業者とか——コンサルというのは多岐にわたって募集していかれるのですか。

下水道マネジメント推進課長

コンサル部門が主になるかと思えます。維持管理や修繕の工事だったり、詳細の設計というのはこの補完組織ではやりませんので、その辺は先ほど言いましたように地元企業に今までどおり発注して工事委託をするということでありまして、このパートナー企業に求めるものとしては、一番上流側の長期的な構想を含めてどうやって収支を安定させながら計画的に維持管理していくかを考えることとなります。

工藤嘉範委員（分科員）

ちょっと私の説明も悪かったのだけれども、中央の大手企業であれば今言ったように処理場のような大きなところも設計できるし、維持管理のノウハウというか、そういう設計のノウハウを持っています。環境関係の——単純と言えば変ですけども、そういう設計もできるし、そういうもの全てを含んだ下水道に関する総合コンサルのような中央の大手企業が想定されるのですか。

下水道マネジメント推進課長

その辺も想定されます。

工藤嘉範委員（分科員）

分かりました。

もう1点、単純な質問ですみません。下水道事業会計で今回電気料の補正がありますよね。指定管理料の補正のところですか。先ほど出納局のほうでも庁舎管理で23%だったかな——物すごい数字の補正

を今回やっているのですけれども、この指定管理の契約のときに電気料などの値上げについては最初から何かそういう不都合というか、急遽問題が生じた場合は変更するというのが契約条件に盛り込まれているのですか。

下水道マネジメント推進課長

そのとおりです。契約の中である程度率が上がったら変更するとなっております。

【「その率は分かるか」と呼ぶ者あり】

下水道マネジメント推進課長

率……。

【「分からなければいいです」と呼ぶ者あり】

下水道マネジメント推進課長

すみません。

鳥井修委員（分科員）

関連です。電気料金関係について、道路管理費の増額983万5,000円、ダム管理費の増額516万1,000円とありますが、これは全部電気料金の値上がり分に充当する補正ですか。

河川砂防課長

ダム管理費分につきましてはそのとおりでございます。

道路課長

道路管理費分につきましてもそのとおりでございます。

鳥井修委員（分科員）

燃料調整費等が上がってこういう状況になったと、先ほどの出納局の財産活用課もそういうお話でありました。来年から電気料金の国の施策で、1キロワットアワー当たり企業では3円50銭、一般家庭で7円の補助といったかな——それを織り込んだ数字なのですか。国からのお金は出ないのですか。来年以降、一般家庭や企業などに電気料金の高騰分の補助ということで、1キロワットアワー当たり一般家庭で7円、企業などには3.5円という報道がなされているのですけれども、それを織り込んだ金額なのですか。分かりませんか。

道路課長

来年度分につきましては、来年度の当初予算に今後見込額として電気料金を計上することを考えております。7円、3.5円ということに関しましては、ちょっと今分からないのですが、今現在は今年度の執行見込額をベースにしまして、今示されている値上げ分を見込んだ形での予算計上を考えています。

鳥井修委員（分科員）

今話した話は来年の1月から——今回の国の補正予算も通りましたので、それが反映されるのかなと思っての質問でした。これは結局来年3月までの話ですものね、そういう話ですよ。それでも3か月ぐらいいは該当になるのではないかと考えて質問した

のですけれども、それは見込んでいないということであればそれでいいです。

道路課長

1月から3月の分です。年度分としての不足が見込まれるので、3月までの分を見込んだ予算計上となっております。

鳥井修委員（分科員）

では、前年度などの使用料等の数字を使った大体的見込みという理解でいいですか。

道路課長

今年度の途中までの実績です。やはり値上がりによって見込みよりも多く電気料金が掛かっているので、その増加分を加味して年度末までいった場合、このぐらい不足するという形での補正になります。

河川砂防課長

河川砂防課分も同じでございます、この予算を計算する時点での最新の単価を考慮しまして、この予算額を見積もっております。その後の単価の上昇や下降の動向などについては根拠が希薄になるおそれも十分ありましたので、見積もり時点での単価で計上しております。

小野一彦委員（分科員）

港湾空港課に質問します。

商業貿易課の一般貨物輸送の値上がり分については6月議会で対応していて、その提出資料を見ると積算は値上がり分の3か月について3分の1を支援するとなっておりますが、こちらのほうはどういう積算での支援になるのでしょうか。

建設部参事（兼）港湾空港課長

一応単価については、令和3年3月と今年の3月——1年間経たところの差額を高騰した分として捉えています。それに対して、今年の4月から9月までの間の実績を各事業者ヒアリングをしています。10月から来年の2月にかけては冬期の割増などを考慮して、少し割増した係数を掛けており、それらをトータルして今回の予算額を算定したところでございます。

小野一彦委員（分科員）

ちなみに、対象は何社ぐらいあるものですか。

建設部参事（兼）港湾空港課長

秋田港と船川港を両方合わせまして2社でございます。

佐藤信喜委員（分科員）

伊藤課長にお尋ねします。

財産の取得の件なのですが、空港用高速スノーシュー除雪車（スノーシューと呼ばれる円柱形のブラシを取り付けた車両。路面に付着した雪や氷を車体前方のスノーシューで掻き出し、車体後方のブロウ（圧縮空気を送る機械）で吹き飛ばす。）ですが、こういった大きい機械だと、どう考えてもやっぱり

県外の事業者からの取得になってしまうものでしょうか。例えば、県内事業者でこういったものを調達して納入できる場所はやはりないものですか。

建設部参事（兼）港湾空港課長

今回の除雪機械は高速スノーシューということで、国内でも生産されていない機械でありまして、今回はアメリカの1社のみが対応できると伺っています。その代理店が国内に何社あるかといいますと、3社しかなく、当然県内にはない状況でございます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で建設部関係の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、本日の審査はここまでとします。

本日はこれをもって散会し、明日、午前10時から委員会及び分科会を開き、引き続き、建設部関係の審査を行います。

散会します。

午後 2時39分 散会

令和4年12月9日（金曜日）

本日の会議案件

1 建設部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤信喜
副委員長（副会長）	鳥井修
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	瓜生望
委員（分科員）	小野一彦

欠席委員（分科員）

委員（分科員）	渡部英治
---------	------

書記

議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	嵯峨未羽子
建設部建設政策課	進藤一弥

会議の概要

午前 9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤信喜
副委員長（副会長）	鳥井修
委員（分科員）	川口一
委員（分科員）	工藤嘉範
委員（分科員）	瓜生望
委員（分科員）	小野一彦

欠席委員（分科員）

委員（分科員）	渡部英治
---------	------

説明者

建設部長	田中倫英
建設部建設技監	佐々木寿一
建設部建設産業振興統括監	浅井学
建設部次長	奈良滋
建設部次長	川辺透
建設部次長	笠井良真
建設部参事（兼）建築住宅課長	中野賢俊
建設部参事（兼）港湾空港課長	伊藤邦昭
技術管理課長	村上龍巳
都市計画課長	鈴木護

下水道マネジメント推進課長

川村潤

道路課長

伊勢弘

河川砂防課長

小野潔

営繕課長

備前賀成

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設部参事（兼）港湾空港課長

【国際クルーズの受入再開に向けた対応について
提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

鳥井修委員（分科員）

クルーズ船の対応ということで、コロナ禍の中でここ二、三年は全ての寄港がなかったという状況の中、先進国も含めて大分——水際対策等も含めて行き来ができるようになりました。この後、国としても今の2類相当（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における感染症分類）から5類になることで大分対応が違ってくると思うのです。先ほどの課長のお話ですと、まだ国際クルーズは20回ということなのですが、国の対応が変わってくれば、また新たにいろんな動きが出てくると思います。その辺の予定というか、分かる範囲内でお話いただければと思います。

建設部参事（兼）港湾空港課長

20回というのは今現時点において商品化になっているクルーズ船でございまして、今後動きが変わってくれば——今岸壁予約が入っているものもあるので、外港クルーズはその都度増えてくる傾向もありますので、恐らく増えてくるのではないかなと思っていますのでございます。

鳥井修委員（分科員）

それも含めて、県の動きとして、働きかけというか、誘致をする動きはあるのですか。

建設部参事（兼）港湾空港課長

先ほど委員がおっしゃったとおり、ここ2年ぐらい誘致活動はほとんどできなかったのですが、今年度から誘致活動を再開しておりまして、船社訪問や代理店訪問、あとはファムツアー（観光誘客のため、ターゲットとする国の旅行事業者やブロガー、メディアなどの現地を視察してもらうツアーのこと。）をやったり、キーパーソンを招聘したりして

いるところでございます。

鳥井修委員（分科員）

この後、ウィズコロナ、アフターコロナの中で、どうやって経済活動を回していくかが本県も含めて日本全国の課題だと思いますので、感染状況もあるのですけれども、積極的な対応をしていただいで一々できるだけ多く寄港すれば県内経済もある程度潤うと思いますので、その辺は努力していただければと思います。

小野一彦委員（分科員）

関連です。今課長がおっしゃったファムツアーとか船社訪問、代理店訪問というのは当初予算でも質問させていただいた「秋田港クルーズ」まちづくり拠点形成事業——予算が7,500万円と、一般財源ではかなり大きい事業だなという印象を持っていますけれども、この事業の執行ということによろしいですか。

建設部参事（兼）港湾空港課長

東京などへ出張する旅費については、もう1つ事業があり——環日本海クルーズ推進事業というのがあります。そちらから執行してございます。まちづくり拠点形成事業については、主に受入業務——警備をしたり、港でイベントを実施したりする予算になってございます。来年3月に寄港が2回予定されていますので、その受け入れについてはこちらの予算で対応したいと考えているところでございます。

小野一彦委員（分科員）

農家の方などからいろいろ話を聞くと、秋田の農産物を海外に売ってもっと収入を上げたいという強い意欲を持っている人たちがいっぱいいます。例えばアザマラ・クエスト（2007年にアザマラクルーズに就航した船のこと。）というのをウェブサイトで見ましたが、セレブレーションツアーとか、富裕層の方々の利用が多く、このツアーでは、船内もそうでしょうけれども、寄港地ならではの魅力的な体験プログラムですとか、地元の文化を味わうですとか、あるいは美食というのが売りになっているようです。ほかの部局とも連携——所管は違うかもしれませんが、こうしたインバウンド（外国人が訪れてくる旅行のこと。）による県内経済、あるいは農業の再活性化といった部分がすごく期待できるのではないかと思います。そこら辺は県の観光振興ビジョンでもインバウンド対策を大きく取り上げていますし、できれば寄港地だけではなくて秋田県全体に波及できるような取決めを県を挙げてやってほしいと思うのですけれども、部としてはどういうお考えでしょうか。

建設部参事（兼）港湾空港課長

クルーズにつきましては、誘致活動やポートセールス（船舶や貨物の誘致のため、誘致の目標とする

航路や船社の所在国へ港湾管理者や港運事業者、商工会議所などの港湾振興関係者を派遣することなどにより、当該港湾を売り込むこと。）、それから受け入れを建設部で対応することになっております。ただ、県全体の話となりますと観光振興課も絡んできますので、今後秋田県にもっとたくさんのお客さんが来るようにそちらとも連携してやってまいりたいと考えているところでございます。

小野一彦委員（分科員）

関連してもう1つ。提出資料の中の「県の対応」の（2）にある「本県の受入に係る県独自指針の改訂」のところです。今の指針は内航クルーズだけになっており、これから外国船籍も含めてということですが、改訂のポイントとして何かこれまでと異なる部分はあるのでしょうか。お国柄だとか、いろいろな習慣だとか、何かあるものですか。

建設部参事（兼）港湾空港課長

現時点のガイドラインというか県独自の指針は内航クルーズしか受け入れることができない指針になっているものですから、外航クルーズの受け入れについて、しっかりとうたった上で進めていきたいと思っています。主なポイントとしてはそこになります。

建設部次長（笠井良真）

今の伊藤参事の件に補足でございます。

県全体への経済波及効果ということでお話がありました。これについてオプションツアーを分析してみますと、やはりちょっと一定の地域に偏っている傾向も見られます。県全体に魅力ある観光資源がたくさんありますので、そこはどどん船社等にPRして、県全体に経済波及効果を出していきたいと思っています。

あと、指針改訂のポイントですが、やはり国際クルーズになりますと、CIQ（Customs（税関）、Immigration（出入国管理）、Quarantine（検疫所））の関係で税関、出入国管理、検疫の部局とも関連してまいりますので、しっかり連携し合意をとって改訂したいと考えております。

小野一彦委員（分科員）

ありがとうございます。次長がお話しされた前段の全県への波及なのですが、何年か前、私が由利本荘市に在籍したときにクルーズ船協議会が出来て、天鷲村（由利本荘市の地域歴史博物館）や由利高原、鳥海高原にも来てもらえるかなとすごく期待して、協議会にも職員と一緒に関わったりしたのですが、旅行会社からは「もう既に何年後まで決まっているので、なかなか今セールスされても。」と言われ、ちょっと無力感を味わったことがありました。クルーズ船は寄港時間も限られている

ので、由利本荘市まで来てもらうというのはなかなかハードルが高いという印象を受けましたけれども、玄関先の秋田港でいろいろと全県に波及できるような——事後のオンライン取引も含めて波及させていくようなことについては是非全庁で考えていただければと思います。

建設部次長（笠井良真）

ありがとうございます。やはり配船のスケジュールの関係で、クルーズ船も結構前々からスケジュールが決まっているというところもございますので、そこは継続的にPRを続けていって、経済波及効果を県内全体に出していくことを進めてまいりたいと思います。それは建設部だけではなく、全庁的に連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

下水道のコンポスト（下水汚泥などの有機物を微生物の働きを活用して発酵・分解させ堆肥を作ること。）のことでお伺いしたいと思いますけれども、私もこの委員会に何回か入っていて、コンポストについてはかつてからいろいろと議論になっています。意外と建設部は否定的ではないのですが、なかなか活用には慎重的だという背景があったような気がしています。重金属の関係もありますので、私も農家であるとともに、やっぱりそういうことについては先入観みたいなものがあり、慎重であることも必要なかなという考えが少しありました。

我が会派の中でも、コンポストの農業への活用について非常に積極的に発信している議員もいますし、一般質問等でいろいろ質問して当局からも答弁をもらっているのですけれども、今年に入ってでしたか、随分前向きな発言を当局がされております。それは多分農林水産部のほうだと思うのだけれども、そうした中、今横手処理区のほうでコンポストの活用が随分進んでいると理解しているので、その辺の状況——この後どのように——もう間もなく新年度にもなるし、そういう背景というか——背景というよりも今どこまで進んでいるのかを知りたいです。その辺の今の現状を先にお伺いします。

下水道マネジメント推進課長

まず国の動きなのですが、先日総理大臣官邸において食料安定供給・農林水産業基盤強化本部というのが開催されて、その中で下水汚泥等の未利用資源の利用拡大によって、肥料の国産化と安定供給を図ることという指示が出されております。

そういう指示があったのですけれども、委員がおっしゃられますように、本県としましてはそれより前に県南における汚泥のコンポスト化が進んでおります。現在事業者選定の段階でありまして——もう既に入札の締切は終わっておりまして、今月中に入札審査委員会を経て契約という流れになっておりま

す。年明けになりますと着工という形になるかと思えますけれども、まだ審査委員会前ということで、ここまでの情報とさせていただきたいと思えます。

工藤嘉範委員（分科員）

思っているよりも随分粛々と進んでいるなという率直な感想です。今の課長の説明からいくと、国の方向性よりも秋田県の活用については随分前向きというか、進んでいると理解します。

その上で、やっぱり心配というか——要は汚泥はどんどん出るわけではないですか。その上で、コンポストを何に使うかという農業用でしょう。その利活用の方向性が同時並行で進んでいるのかなということが非常に心配されます。といいますのも、やっぱり今まで足踏み状態だった——進まない理由というのは当然皆さんも分かっていると思うのだけれども、建設部では国の方針だからどんどん廃棄物——今まで使われなかったものを有効利用するという考え方は十分分かりますけれども、一方で使う側との整合性がとれているのかについてちょっと心配なのです。皆さんと農林水産部の考え方は大体一致しているものなのですか。

下水道マネジメント推進課長

どんどん出てくる汚泥に対して、どのくらい需要があるのかという部分だと思うのですが、今進めています県南汚泥のコンポスト化というのが汚泥の量としては年間7,200トンほど出てまいります、それによって出来るコンポスト——肥料は大体2,000トンくらいかなと思っています。それに対してどのくらい使われるのかということなのですが、こちらで把握している情報では、県内全域で1,500ヘクタールの農地を有する農家からコンポストを利用したいという需要があるということでありまして、その面積にコンポストを使用するとすれば、1万4,000トンくらいが必要になると思っています。これは汚泥量としては5万トン以上になるかと。汚泥が5万トンあって、1万4,000トンのコンポストが欲しいということになります。それに対して今県南で進めているのは、7,200トンの汚泥量に対して2,000トンのコンポストが出来るということですので、需要としてはあるのかなと思っております。さらに、県南の横手処理センターの立地状況ですけれども、周りが全部田んぼで——県内屈指の穀倉地帯ということでもありますので、需要はあるのかなと考えています。

もう1つ、今までの不安ですとか農林水産部との連携という部分でありますけれども、まず不安ということだと、し尿とか汚泥に含まれている重金属の問題が出てきます。重金属の含有量や土壌への影響などは当然出来たものをしっかり把握していくとともに、農作物への使用方法とか、その結果、どう

なっていくのだということをきちんとウェブサイト等で公表したり、PRして不安を払拭していきたいと思えます。それについては、当然ですけれども農林水産部ときちんと連携しながら、その効能や影響も把握しながら、使う人に対してPRしていければいいのかなと思っているところであります。

工藤嘉範委員（分科員）

今の説明をお聞きすると、超大規模にやっている農家が積極的に使っていくと当面生産されるコンポストについては十分消費できるという考え方だと私は受け取ったのだけれども、そうであればあまり肥料の成分について——その方が使いたいというのであれば、そこまで心配する必要がないのかなと、まず今は受け止めたのです。ただ、全体的にこの後どのくらい使っていくかとなれば、そういう考え方も必要だろうと思うのですけれども。

ちなみにその数軒の農家が「我々はコンポストで農業を営んでいく。」となった場合に、現在のコンポストの単価といたしますか、どのくらいで販売できるかという単価が使いたいという農家の方々に見合った——経営上見合った単価で生産できるかという見通しについても調整はできているものなのですか。

下水道マネジメント推進課長

県の処理場の中でコンポストを作るということで、汚泥をコンポスト化するというところまでが県のもの——コンポストも県のものとなります。ですので、今度はコンポストを作るSPC——特別目的株式会社が出来ればすけれども、県としてはその会社に対して出来たコンポストを売るという形になります。その特別目的会社が近隣住民ですとか、先ほど言ったように大規模に営農している方に安く供給するというのが条件になっております。そのお金がどのくらいかという御質問かと思うのですが、ちなみに県では出来たコンポストを事業者が1トン当たり100円で売却することにしてあります。100円ですので、先ほど言ったように年間に出来るコンポストが2,000トンだとすれば、100円を掛けて20万円くらいになります。あとはコンポストを作る事業者がそれを県から買い取って近隣の農家ですとか——農家でなくても家庭菜園をやっている人でもいいのですけれども——あとは大規模に営農している人で、欲しいという方に売るわけですが、先ほど言いましたようにまだ審査委員会前で事業者が決まっております。その中で協議されると思いますが——ちなみにですけれども、ほかの県で同じような取組をやっているところがありまして、そこでは10キロ20円で販売しています。10キロ20円なので、先ほど言った2,000トンだとすれば400万円という形になります。

工藤嘉範委員（分科員）

実際に分かりやすく課長が説明してくれたので、今の1トン当たり100円という単価からすると農家がどういう計算でいくかということ——20キロの袋で10アール当たり何袋肥料を使うかという頭でいくと大体数十円の単価になりますよね。その辺ははっきりしてくるとイメージが湧きます。農家もちょっと無駄なところが多いというか、現在の化学肥料を10アール当たり例えば分かりやすく100キロ使うとなったときに、これまでの肥料をどのくらい減らして、その代わりにコンポストをどのくらい入れたらいいのかとなれば——例えば100キロの肥料5袋を使うところを半分にしませうというときに、その残りをコンポストで補充したときにコンポストに同じような成分があるかどうか分からないではないですか。どのくらい入れればいいかとなったときに、肥料そのものは数十円単位で安いだけれども、肥料をまく人件費が同じように3倍——化学肥料であれば1日で終わるところがコンポストは量を多く入れなければならないということで3日掛かるとなると人件費が莫大に掛かるではないですか。だから、そういう計算が成り立っていないとこれからの農業経営は非常に微妙だと思うのです。そういったことを無視して農家経営をやってしまうものだから、みんな自分の人件費を無駄にしてしまうというか、頭から離れていくわけです。そういう成分の辺りも少し農林水産部と——栄養価を付加するために10アール当たりコンポストはどのくらいプラスしないといけないかというところまで話をしてもらいたいというのが——ちょっと難しい話ですみませんけれども、そういうことも言いたいのです。その辺はどうですか。

下水道マネジメント推進課長

委員のおっしゃるとおり、農林水産部といろいろ連携しなければ駄目なのですけれども、人件費ということで施肥しやすいようにペレット状（粒状）にすることというのもこちらのほうで条件として付しております。あるいは定期的な成分分析によって、どのくらいの窒素やリンが入っているかを教えるなど、その辺もやった上で、先ほど言いました「重金属はこれくらいですので大丈夫です。」といった形で安全性もきちんと提供しながら、農林水産部の助言を得て、そして連携しながら、使いやすい状況にしていきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

課長にそこまで理解してもらって、とてもありがたいと思っています。

用意ドンで、それこそ全国に先駆けて秋田県が先進地として進んでいっても、最初にその部分で失敗したら何の意味もないですし、せっかく会社も決まるような状況で、これからのいいものを作るとなると、

今指摘したまき方——秋田市で失敗したときのコンポストは若干湿り気があったのです。それをどうやってまくかという、やっぱり機械では無理なわけですから、手でまいて、それからトラクターで起こしてという感じで全然意味がないのです。ペレット状にすれば今の散布機械でやれるのかということまで考えていってもらえると十分この先見通しが出てくるのかなと思っていますので、今言ったように大規模で営農している方々がしっかり成功できるように、先ほど言った成分関係もそうですし——大規模に園芸をやっている野菜農家、あるいは田んぼで使えるようなということになると、例えばどのくらいの田んぼ、それからどういった品種には10アール当たり何キロくらい入れればいいのかといったところまで突き詰めていってほしいです。ほかの議員も指摘しているように、物すごくいいものがとれると言う人もいますが、やっぱりいいものを作るには特別なノウハウがあるかもしれないし、そこを本当に農林水産部とすり合わせしてもらいたいというのが私の願いというか、これからこの事業がうまくいく秘訣なのかなと思っていますので、改めてお願いしたいと思います。

下水道マネジメント推進課長

今県南で汚泥をコンポストにするということで、農林水産部といろいろ連携しながらいいものを作っていくのを委員のおっしゃるとおりにやっていきたいと思っています。

その次に、一番大きなというか、大量に汚泥が出る臨海処理区もその次に控えておりますので、その辺も踏まえて——その前段として県南の汚泥資源化をしっかりと成功させていくということが大事だと思っておりますので、委員のおっしゃるとおり、農林水産部からも助言を得ながらやっていきたいと思っております。

瓜生望委員（分科員）

水路、河川等の管理の部分についてお伺いしたいのですが、今地元の船越水道のところで、岸に雑木が結構生えてきているという状況で、県に何度かお伺いしたところ、まずは自分たちで切ってもらってそこに補助金を出すという形でやっていると聞きまして、すごく危ないなと実際感じました。地元の町内会に対応していただいているのですが、やっぱり高齢化していて、今後全県各地——道路も含めて、そういう管理をしていくのは——本当に広大な面積がある中で、今後そういったところをどう管理していくのか。それと、先ほど申しましたが、危険な場所であっても県民にやっていただいて、そこに補助金を出すというスキームをこのまま続けていけるのか、その辺についてお聞かせください。

河川砂防課長

雑木に関しましては、おっしゃるとおり河川管理者としても一番の悩みと申しますか、厄介なものと認識しておりまして、切っても切っても何年かするとまた同じような状況になってしまうということで、そこに県の事業として伐木、除草を行う重要度と申しますか——雑木があることで堤防が弱体化してくるといったところに重点的に事業を入れているのですけれども、それはもちろん地元の方の要望も聞きながら実施しております。そういった中でも予算は限られていますので、地元の方々の御協力を得ながら除草や伐木を実施していただいている実態ではあります。

ただ、危険性というのももちろんありますので、そこら辺は当然地元の方とやり取りするとき、十分に注意していただくように毎年お話しさせていただくことにはなっていると思っておりますが、なかなかそれも——もしかすると十分に行き渡らない可能性もあり、また、委員のおっしゃるとおり作業に携わられる方の高齢化などによって危険性が増してくる状況もあるかと思っておりますので、実態がどうなっているのかをヒアリング等しながら、どういった方向性が考えられるのか検討していきたいと思っております。

瓜生望委員（分科員）

ありがとうございます。本当に広大な面積になると思うので、今後も持続可能な状況で管理していくというのは本当に大変だと思います。自分も実際に「では、どうするのだ。」と言われたときに答えを持ち合わせていない状況ではありますけれども、しっかりヒアリング等をして、方向性といいますが、検討していただければと思います。

あともう1点なのですが、八郎湖の堤防も非常に今ひどい状況になっておりまして、これも外周全部になってしまいますのでとんでもない面積なのですが、特に私たちがよく目にする地元のところでも堤防の中から雑木と申しますか、木が生えています。地震などが起こってしまった場合に大丈夫なのかと心配しているところで、その辺については今のところどう分析されているかお聞かせください。

河川砂防課長

御心配されるところはごもっともかと思っております。ただ、今生えている雑木がヤナギですとか、ハリエンジュ——いわゆるニセアカシアなどでして、これらはかなり大きくなっていったなかなか枯死しないものですので、直ちに堤防自体が弱体化するとは考えておりません。そこに地震なりが来て揺れるということもあろうかと思っておりますけれども、今のところすぐ枯れていくものではありませんので——例えば普通の河川堤防の中に生えている木が枯れた場合には、そこから堤防が弱体化するという状況はあろうかと思っておりますけれども、八郎湖全周については今申

し上げたとおりにヤナギですとかニセアカシアといった種類がほとんどですので、直ちに何か危険があるという状況ではないと認識しております。

川口一委員（分科員）

県北の道路整備について伺いたいと思います。

今年もこのように雪が降って、県でも除雪の体制が整ってきたと思います。大館十和田湖線の樹海ラインについて、鹿角工区のほうは大分整備が進んでおり、大館寄りのほうはこれから道路整備となっているのですが、雪沢の工区はいつ頃完成の予定で進んでいますか。

道路課長

大館十和田湖線につきましては大館市の雪沢工区で事業をやっております。そちらは、昨年度の段階で用地取得がおおむね6割ぐらいになっております。今後も引き続き進めてまいりますけれども、用地のほうでまだ対策が残っている段階ですので、何年ということにつきましてはちょっとまだ定かではないとお答えしたいと思います。

川口一委員（分科員）

大分道路の幅も狭くて——夏場はいいのですが冬場は除雪によって大分道路が狭くなって、通行している方々にとっては毎年容易ではないという状況でして、除雪もしっかりやってほしいなという思いであります。

やはりあの雪沢新沢のところは特段道路が狭いような感じがして、よく田んぼに車が落ちたりする箇所ですから除雪をしっかりとやってほしいです。どうでしょうか。

道路課長

ここ2年ほど豪雪が続いております、昨年度は県北でもかなりの雪の量になっております。そこら辺に関しましては、例年降雪前に全県の職員を集めて除雪会議などもやっており、今年度につきましてもしっかりと除雪体制を組んでいくと周知を図っているところでございます。

川口一委員（分科員）

特に大型トラックが頻繁に走っている道路ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、日沿道（日本海沿岸東北自動車道）の二ツ井工区で今盛んに工事が行われていますが、8月の豪雨災害で一部崩れたやに聞いています。その辺の状況やこれからの進捗状況等をお知らせ願ひたいと思います。

道路課長

二ツ井今泉道路の工区の中で、今年8月の豪雨により一部のり面の崩落があったということで、能代河川国道事務所のウェブサイト等でも周知されております。そちらに関しましては、対策工法の検討に当たりいろいろな有識者の方にも助言いただきなが

ら進めているということで、それらの対策工——あとそれに伴って新たな用地取得も必要になるということで、めどが立った段階でまたお知らせしますと能代河川国道事務所が申しております。

川口一委員（分科員）

今の工区が完成した後の県北の道路改良等のビジョンといいますか、青写真はどのようになっていますか。

道路課長

県北部の高速道路につきましても、今の二ツ井今泉道路のほかにも能代地区の線形改良などが進んでおりまして、平成8年には山形県も含めまして全体的につながるとい状況になっております。

県としましても、それらを補完する道路として、まず国道105号の大曲鷹巣間の整備を重点事業と考えておりますので、直轄（国土交通省）による大覚野峠の防災事業も含め、そういった路線の強化に努めてまいりたいと考えております。

（※28ページで発言訂正あり）

川口一委員（分科員）

今課長がおっしゃったとおり、やっぱり国道105号の縦軸のラインの大覚野峠が今の日沿道の後の大事業になるのかなと思っていましたが、それ以外にも横軸のライン——委員会等でも何回も質問したのですが、要するに北東北の横断道路である八戸能代間、鹿角管内を走る国道103号がなかなか進んでいないということで、いろんな期成同盟会等からも要望、陳情が毎年のように上がってきています。県でも国のほうに再三お願いをしていると思うのですが、今までどおりの産業、観光の道路という位置づけだけでは、なかなか前に進んでいかない気がしています。やっぱりもう1つ格上げして、防災道路として向かってもらえないかという話がこの頃地域でもかなり出てきました。鹿角市の関市長も今期成同盟会の会長等を務めておられますから、多分そういった要望も来ていると思うのですが、県としてはその辺はどのように把握していますか。

道路課長

期成同盟会からも毎年要望をいただいているところではあります。県としましては、この区間は現況の交通量もそれほど多くなく、また事業化する場合にはかなりの費用が見込まれるということで、利用の状況——需要を把握するための調査を進めているところになります。

川口一委員（分科員）

これまでもこの道路に関して、県からいろんな予算等を付けていただいたこともありますけれども、やっぱりもう一段踏み込んだ形でやってほしいと私は思っていました。視点を変えることによって、何らかの形でまた一歩進んだ名案が出てくるような感

じがして——ただやっぱり交通量が少ないとか、B/C（ビーバイシー。Benefit by Costの略。費用便益比のこと。）だっけか、何というのっけ。

委員長（会長）

費用対効果。

川口一委員（分科員）

それを考えてしまえば、あそこはもう全然駄目なのです。交通量が少ないものだから。ですから、産業道路としてはいいのですが、観光についてはこの頃観光客が来ていませんから大変だということで、今度は防災の観点からもう1回見直ししてほしいと思っています。というのも、平成23年の東日本大震災のとき、高速道路も全部ストップしてしまって、秋田県と八戸市の区間の産業道路が国道103号だけであったのです。一番困ったのは畜産農家——牛、豚、鳥の飼料を運搬する車がすごく走っているわけ。餌の高騰等もありますし、秋田県の農業の方針も飼料米等に転換しているわけだから、そうするとますます秋田の米が——私の米も八戸市に運んでいるのですが、八戸市から来る餌よりもこっちから八戸市のコンビナートに——あそこに飼料基地がありますから——八戸市のコンビナートに東北6県全部の餌を運んでいるのです。だから秋田県にも相当数のトラックが来ています。ですから、これからの農業振興と併せて国道、県道の在り方をもう1度見直ししてほしいと思いますが、建設部としてのお答えをお願いします。

道路課長

道路には様々な機能がございまして、いろいろな使われ方や防災などの面につきましても考えながら、青森県ともよく意見交換、調整等しながら、整備に向けた調査も進めてまいりたいと考えております。

川口一委員（分科員）

青森県もあることだから、その辺は綿密にすり合わせをしながらやってほしいなと思っていました。

田中部長、今度は部長にお答えを願いたいのですが、今防災道路として——そういう国のほうの新しい方向転換といいますか、今私が述べたようなことを国でもう少し緩和しながら、何とか田中部長在籍中に一段でも二段でも上げてもらいたいと思っていましたが、どうですか。

建設部長

防災の話は、国においても——昔で言うと阪神・淡路大震災、それから東日本大震災といろいろありますけれども、そのたびに耐震補強もいろいろ基準を変えたり、交通ネットワークも徐々に充実してきているということで、例えば昔は1万4,000キロの高速ネットワークをしっかり造りましょうという

話だったのが、最近はどこかというダブルネットワークという言い方をしていますけれども——この地域もそうですけれども、やっぱり高速道路1本だけでは何かあったときに非常に不安なので、並行する国道もしっかり強化して、どちらが止まっても完全に途切れることはないようにしましょうといった形で防災の観点をどんどん取り入れていることは間違いないです。

ただ、防災というだけでは道路を整備するのはなかなか難しいと思いますので、そういう意味では総合的な評価ということになると思います。県でも新規採択時は防災という観点も一応入っていますけれども——まずは先ほど課長が申し上げたとおり青森県との県境の部分がありますので、両者でしっかり——委員が言われた先ほどの農業の話も含めて、しっかり需要も見極めながら、防災という観点も取り込みながらしっかりと——いろんなところでたくさんの方の要望をいただきますので、1個1個着実に解決できるように県としても取り組んでいきたいと思っています。

小野一彦委員（分科員）

令和4年度の新規事業に建設産業魅力発信事業というトータルな事業がありますけれども、4月から始まって今もう12月なので、進捗状況をお尋ねします。

まず1つは未来の秋田を創るコンストラクター育成支援事業です。活性化センター（建設産業活性化センター）ということで格上げをして（建設産業担い手確保育成センターが前身）、建設人材確保推進員を配置していろいろと学校を訪問されたりしているとのことですが、その活動状況をお知らせください。

建設部建設産業振興統括監

人材育成に関しましては、普通高校も含めまして、11校で出前説明会等をやっており、今後も予定しております。また、各地域振興局を中心とした取組を四、五回予定しております。さらに、そのほかにもICT関係ということで、ICTを中心とした現場の研修も併せて開催しております。

小野一彦委員（分科員）

建設ICT人材育成事業の話だと思っています。昨日ちょうど商工会との意見交換会があって、若手の建設業の社長がおっしゃっていましたが、建設DXを進めていく上で、当初予算の説明資料にもあった3次元の測量などに取り組んで生産性を上げていきたいという話がありました。実際に高校生が現場に行って——何か感想など聞いているものですか。

建設部建設産業振興統括監

やはり実際に見ていると、今までの3K（きつい、危険、汚いの頭文字）という建設業のイメージがだ

んだん変わってきているのだなと身をもって感じてもらっていますし、またドローンを実際に操作してもらって、それが面白くて建設業界に入ってきたという女性の方もいますし、そういう意味ではいろいろ広がってきてはいるなと感じています。

小野一彦委員（分科員）

2つ目として、建設産業のイメージアップのための事業の中で、毎回県内建設企業の賃金水準やアピールポイントを紹介するガイドブックが作られていますけれども——私も拝見していますが——今年の秋ですか、社長会議という会議があって、ある社長が事例発表をされました。このガイドブックで他の会社の賃金水準や福利厚生のアピールポイントを見ると、自分たちもこれは頑張らなければいけないなということで、横展開というか、波及効果がすごくある情報だと思います。そこら辺はこのガイドブックを作られてみて、建設産業振興の観点からどのようにお考えですか。

建設部建設産業振興統括監

例えばこれから入る若い方たちにすれば、自分が多分20歳くらいで入って、30代、40代と、どういう役職や立場になるのか——普通のサラリーマンであれば意外と分かるのですけれども、建設業界というのはあまり世間にも親しまれていないということがあって、今まではそういうことがなかなか分からなかったと。それをガイドブックによって、最初の賃金もそうですし、その後の展開や先輩からの声も載せておりますので、そういう意味では若い人たちにとっては非常に有意義なものだと思いますし、また今おっしゃったように、会社にすればほかの会社の実態も知ることができるということで、自分たちの立ち位置も知ることができますので、そういう意味では非常に有効なものだったなと考えています。昨年度までは建設業協会を中心にやっていたのですけれども、今年度はそれに加えまして専門業者——例えば鉄筋だとか型枠とか、そういう業者の方々も掲載しておりますので、広い意味でPRできているのかなと思っています。

小野一彦委員（分科員）

是非進めていただければと思います。

この前ある方から情報提供があって、トヨタの社長が日本の賃金水準が上がらないのは会社と社員の話し合いの場が2割か3割ぐらいしかないからだとやっているようです。その社員の立場で会社と交渉というか——別に争議行為などではなくて、そういう場がもっとあれば日本全体に広がるのではないかというコメントに対して、トヨタの社長から「そう言われたくない。」という反論もありましたけれども、やっぱりそういう場や情報の共有が必要だと、そこから始まってくるとはのではないかという話がありまし

た。ですので、このガイドブックを単に冊子として捉えるのではなくて、そういう賃金なり、若い人たちが秋田に残って、あるいは戻ってくるためのより良い環境づくりを世の中に社会実装していくための手法と捉えて、是非これからも広げていただければと思います。

もう1つだけ、未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業の進捗状況について簡単にお知らせください。

建設部建設産業振興統括監

担い手の確保に向けまして、今年度建設業のイメージアップというのは大きな柱の1つとして位置づけています。中でも、このインフラ魅力発信事業というのは目玉の取組として我々も考えております。年度早々から取組を進めておりまして、5月に第1回目の選考委員会——選考委員として高専（秋田工業高等専門学校）の先生を委員長にしまして、報道関係や業界、また観光や教育関係等の分野の専門の方に入ってくださいまして、第1回目の選考委員会を5月にやっております。その後、各地域振興局——これは建設部のみならず、農林部であったり、市町村も交えて候補を挙げていただきまして、全県で100か所ほどの候補が推薦されております。その後、委員による現地調査を経まして、先月再度選考委員会を開催し最終的に50か所まで絞り込んでおります。来週の月曜日——12日なのですけれども、それを記者発表しまして広くPRしていきたいと考えております。今後年度内を目途にその冊子を——マップなのですけれども——作りまして、全県の小中学校全クラスに配付したいと考えております。

小野一彦委員（分科員）

非常にすばらしい取組だと思います。今後の検討でもよろしいと思うのですが、是非その内容についてオープンデータ化（行政機関等が保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開すること。）してもらって——学校の生徒たちが自由に夏休みの課題や宿題だったり、あるいは地域のための高校生のプロジェクトに活用するとか、そういうものに波及するようにオープンデータ化してほしいのです。例えば、今矢島高校ではジオサイト（地質学的な見所・見学場所）を自分たちで巡って、それをすぐろくにして小学生に配ったりしているのです。ちょっと上のお兄さんたちが子供たちに配って、地元の宝というか、肯定感を高めていくために——自己肯定感と宝を共有していくということを若い世代同士がやっていると。そういうものに活用されていくために、是非オープンデータ化を検討してほしいのですが、そこら辺はどうでしょうか。

建設部建設産業振興統括監

今年度は50か所を選定しまして、今後この50か所を中心としてインフラツーリズム等に活用していきたいですし、その前段としてできれば来週の記者発表後、早々に県のウェブサイトなりで他部局とも連携をとりながら広くPRしていきたいと考えております。また、ダムカード（国土交通省及び独立行政法人水資源機構が管理するダムなどで配布されているカード型のパンフレット。）なんかもありますけれども、ああいったカードを作成するとか、QRコードを付けるとか、SNSだとか、いろんなものが今ありますので、その辺は今後詰めて、いろんな意見を聞きながらやっていきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

小野河川砂防課長にお聞きします。

9月だったか——6月ではないと思うのですが——9月議会で法定外公共物の権限移譲のことをお聞きしたと思うのですが、各市町村への権限委譲がスムーズにいつているのか——堤防もそうなのでしょうけれども、特に構造物——水門、樋門、樋管（堤内地の雨水や農業排水などの水路がより大きい河川に合流する場合に合流する河川の水位が洪水などで高くなった時にその水が堤内地側に逆流しないように設けられる施設のこと。）といったものの管理がしっかりなされていて、その辺の移行がスムーズにできているのかという指摘をさせてもらったはずですが、そのときには適切に答弁してもらったと思うのですが、その後秋田市内の河川で1件ちょっとトラブルというか、問題となった事案がありましたよね。その経緯と、そのときに管理が徹底されていたのか、あるいは県の対応について今一度御説明いただければと思います。

河川砂防課長

先日報道でもありましたけれども、秋田市の水路において、本来は河川管理者として管理することにしてたものが地元の方々にも伝わってなかった——当事者間でも情報が共有されていなかったという報道がありました。昨年度の段階で本来は河川管理者が管理していくものということで、県としてはそういう合意といいますか、話になっていたのですが、それがどうも今年度に向けてしっかり申し送りできていなかったということがございました。

河川砂防課としましては、水門や樋門、ゲートといったものの管理について今年6月に河川砂防担当者の会議を開きました。管理者不明のものもあるということでしたので、そういったものにつきまして本川の管理者が管理していくということで改めて合意しておりますし、その中で例えば老朽化している樋門や樋管などにつきましては長寿命化計画に位置づけまして、できるだけ操作が不要といいますか、ゲートの上げ下げなどが自動で行われるようなもの

やフラップゲート（扉体上部の丁番を中心に開閉し、通常時は排水されるが、増水時など水位が上昇した時には水圧により扉体が開かないため、逆流を防止することができる仕組みのゲート。）などに代えていくことができないかといったことも併せて地域振興局の建設部に話したところでしたが、それでもこういった事案が発生したということで、なかなかうまく共有できていなかったのかなと感じております。改めて地域振興局にはそういったところをしっかりと話していこうと話しているところでございます。

工藤嘉範委員（分科員）

やっぱりちょっと残念ですよ、その職員の意識というか……。私も昔から、今でいうところの地域振興局——昔の土木事務所と用地の立会を何度かさせてもらったことがあります。やっぱり上からの立場での発言があったり、あまり気分の良くないこともあったのですが、そういう風土があるのかなと思って——やっぱりもっと自分たちの職務の権限というか、県職員としての立場——公務員の立場というものを認識してもらうようお願いしたいです。特に窓口というか現場の方々には、行政へお願いする方々の立場に立った現場立会いをお願いしたい。改めてそこはお願いします。

その上で、先ほどの話です。全数量のチェックというのは本当にきついと思うのだけれども、その辺はやられているのですか。宙ぶらりんというか、明確な管理基準がない物件はほかにもあったものですか。その辺の確認状況についてお示してください。

河川砂防課長

1点目でございます。やはり委員のおっしゃるとおり地元の方が地域振興局にいらっしゃると思えますけれども、そういった際にはきちんと申請——いろいろな手続があると思えますけれども、担当者がそういった方々に寄り添った形で対応していくことについて、改めて機会を捉えて話していきたいと思えます。

2点目でございますけれども、樋門等は全数を把握しており、その点検をしております。構造物は5年に1度だけではなく、1年に1度確認するというようになっておりますので、そこら辺は不具合があれば都度補修、それから長寿命化計画に基づく抜本的な更新などを行っているところでございます。

工藤嘉範委員（分科員）

いずれ、まだほかにもあるとすれば、市町村ともお互いに話し合いをしながら——「これは県で管理しなければいけない物件だ。」といったことについてお互いにしっかり話し合って——というか、それははっきりしていないとまたトラブルになる可能性があるんで、そこだけは明確にしてください。今は明確になっていますか。

河川砂防課長

そこが一番のキーポイントだと思います。もしかすると100%できていない可能性もあるかもしれませんが、そこら辺も含めて、改めて地域振興局には機会を捉えて話していきたいと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

質問を変えます。

同じく河川砂防課長に水利権の更新について少し確認したいのですけれども、特に河川法が変わってからそれぞれの団体が取得している水利権の管理については肅々とやればいよいよいのでしょうか、特に旧河川法より前の時代の慣行水利権（旧河川法の制定前あるいは河川法による河川指定前から、長期にわたり継続、反復して水を利用してきたという事実があり、当該水利用の正当性に対する社会的承認がなされ、権利として認められたもの。）というものがありますよね。そういった水利権も含めて農家——要するに水田の管理者が多いと思うのですけれども、法に基づいた土地改良区であればいいのですが、任意の水利組合であったり、小さな農家が近所の二、三軒、あるいは1軒単位で今言ったような慣行水利権を持っている場合もあるかと思えます。そういった水利権を持つ組織の高齢化——今は耕作放棄地も随分増えてきています。そういった水利権の更新——許可の期間は10年だったと思うのだけれども、非常に農家の方々の認識も薄くなっていて、もう少し簡略化というか明確に——失念によって水利権が消滅するとあまりにも痛手だと思うのですが、何かいい方法はないものですか。いい方法という言い方も変かもしれないけれども、農家も非常に困っている状況だと思うのです。かなり立ち入った質問で面倒かもしれないですが、農家というか、特に水利権を持っている農家の話をしているのですけれども、非常に困惑する場面が今後ありそうな気がするのです。そういう認識はないですか。認識だけでもちょっと示してもらえれば。

河川砂防課長

確かに小規模な農家の場合は、大きな土地改良区などと異なり、なかなかそういった手続が大変だということがあるのかなと思います。それも期限が来れば更新しなければならぬということで、当然その更新期限の前には「期限が切れますよ。」というお知らせをしているところではあるのですけれども、お知らせしたところで、しっかりと対応していただけるのかということも確かに心配されます。

ただ、どこまで河川管理者側として手を差し伸べることができるのかについては、今即答できるところまでの認識が私にありませんので、そこら辺はいろいろと現状——今河川砂防課として私が把握している分と地域振興局で対応している分があると思

ますので、地域振興局で対応している分——特に小規模なものはその分だと思いますので、地域振興局で対応している分については担当の話などを聞きながら、何か対応策が考えられるのかということも少し考えていきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

私がお願いしたいという点は正に今課長がおっしゃっていただいたその部分なのです。要は名義が死んだじいさんになってしまったと。その名前でお知らせが来ても、後を継いだ若い人たちはその書類が一体何だか分からないわけではないですか。でも、更新を失念して放ったらかしにすれば、水利権がなくなってしまうのではないですか。例えばある新規就農者が田んぼや畑、園芸を再開したいということで、多少水が必要となったときに「では水利権はどうなるのだ。」とやっぱり問題になるのです。だから、また復田するだとか、農業振興のためにこの土地を活用したいとなったときに水利権が消滅していると非常に問題になってきます。そういう場面がこれから少なからずあるかもしれない。あるいは、そのまま荒れ放題になるかもしれないけれども、県土の有効活用だったり、土地を荒らさないということのためにも、環境を整えておく意識を多少持っておいてもらいたいという私のお願いで——今の課長の答弁に尽きるわけですけれども、改めてその辺を何とか頼みますということなのです。

河川砂防課長

農業に携わる方以外でも人口減少や高齢化がどんどん進んできており、これは秋田県特有の問題ではないと思います。委員御指摘のような問題、課題につきましては、他県でも恐らく顕在化しているところがあるかと思えますので、他県の先進的な対応事例などを少し研究させていただきながら、今後の対応策を考えてまいりたいと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

その上でもう1点、この項目の最後なのでも、例えば慣行水利権にしても水利権が残っていたとして、随分長い間荒れていた土地に新規就農者が来て改めて農地として活用したいといったときに——昔からある水利だと、取水する箇所には構造物があるわけではなく、河川からただ水を引き寄せる程度のところがあるではないですか。そういうところを長い間使っておらず、例えば取水口が埋まってしまっているとか、水がうまく乗らないような状況になっているときに、また農地として利用したいといった場合は、県は快く——河川の改修とまではいかなくとも、洲ざらい（河川の底にたまった土砂等を取り除くこと。）程度であれば対応してもらえますか。

河川砂防課長

そういった事例もあろうかと思えます。地域振興局に御相談いただいて、個別に対応させてもらうという答弁にさせていただきたいと思えます。

工藤嘉範委員（分科員）

是非その辺をよろしくお願いします。

佐藤信喜委員（分科員）

今の河川の話の関連ですが、全県的に河川の本数や延長は多大なものと思えます。それぞれ計画の中で徐々に改修を進めてきていると思えますが、8月の豪雨だけではなく、いろんな豪雨の際に水が上がって——これが住宅地であればいろんなニュースになって対応もすぐに進んでいくと思えますけれども、やっぱり農地の部分であふれたものというのは、それほど議論にならないと思うのです。ただ、今こういった形で雨の量もだんだん増えてきて、農地災害も増えてきております。特に8月の豪雨だったのですけれども、生産物がその時点で水をかぶり、災害認定を受けるために申請したものの、被害扱いにならず大変だったということがありました。こういったところでも河川を改修してほしいという話が出てきているのです。人命に影響がなければ仕方ないという部分もあるので思いますが、やはりそういった農地においてもいつも水が上がる場所であれば少し検討していくといった考えはありませんか。

河川砂防課長

確かに河川改修の場合は人家や公共施設といったところが保全対象として考えられますので、優先して河川改修事業をしてきております。ただ、まだ人家に影響があるところを優先して事業をしておりまして、農地だけが冠水しやすいといったところにつきましては、実際になかなかそこまで手が回っていない状況があろうかと思えます。局部的に何かしらの対応をすればそういった冠水が防げるというものであれば、それは対応のしようが——河川改修としてではなくて、何かしらの対応のしようがあると思います。個別具体的な状況に応じて河川管理者にお問合せいただければ、何か考えられる手法があるかもしれませんので、そういう不具合があるところにつきましては、お話させていただきたいと考えております。

佐藤信喜委員（分科員）

分かりました。河川沿いにある農地で、本当に少し雨が降ると水があふれるということなのですけれども、そういったことが何年も続くと、ここではもう耕作したくないという認識になっていくわけではないですか。そうなるとう度は耕作放棄地扱いになって、先ほど瓜生委員が言った河川の堤防等の管理に加えて農地の管理——農地の管理というのももちろん農林水産部になるわけですけれども、やはり河川が氾濫することで耕作を諦める農地がどんどん増え

ていくことも可能性としてあるのかなと思えます。ではもしそうなったときに誰が管理するかということ、もちろん農家が管理しなければいけないわけなのですけれども、そうならないようにという思いもあったので、ちょっとお聞きしておりました。

そういった点については農林水産部と今後意識を共有した上で、将来的な対応を随時考えていただきたいとお願いして、質問を終わります。

工藤嘉範委員（分科員）

技術管理課長に総合評価落札方式の件で伺います。

委員会の県内調査で女性技術者の方々と意見交換したのですけれども——そのときには会社の代表の方もいらっしゃったのですけれども、今女性を現場に配置した場合の加点があるではないですか。それはそれでとてもありがたいとのことですが、女性というのはまだ子育て世代であったり、家事であったり、やっぱり急に現場から離れなければいけない確率が——男女で等しく家事をやればいいのだけれども——課長もそうだろうと思うけれども、私のところもやっぱり女性に負担が掛かってしまうところがあります。会社側も、女性が現場を離れる可能性が高いということで常駐に関しては配慮してくれるそうです。そういったことで「加点があっても、なかなかそれを有効に活用できない。」というお話をされておったのです。確かにそうだなと思って、一見とてもいい制度に見えるのだけれども、果たして本当にその会社にとって——せっかく女性を雇用していても、常勤配置、現場配置でなければ加点できないというのが——そういう制度しかできないにしても、果たしてそれでいいのかなという辺りについてどう思われますか。

技術管理課長

総合評価落札方式において、若手若しくは女性の配置について加点しているわけですけれども、これについてはやっぱり建設業界が今深刻な担い手不足でありますので、若手なり女性なりにどんどん建設業の場で働いてもらうことを後押ししたい施策としてこの評価を設けているわけでありまして。確かに委員がおっしゃるとおり、女性の場合は年齢的なものもあるかと思うのですけれども、やはり子育て等で常駐が難しい場合もあると思えます。そういう事情は確かに分かるのですけれども、やはり我々としては女性にもっと建設業界に入ってきてもらいたいとアピールしていくためにこういった制度設計をしております。その辺は、業界でも配慮しつつも、なかなか我々の期待どおりに100%達成できないことがあるかと思うのですけれども、そこは理解していただいて、進めていくしかないかなと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

恐らく思いは同じです。でも、そこなのです。

「進めていくしかないかな。」という辺りが果たしてそうなのかなと。例えば会社の中で女性技術者—総務系の一般事務ではなくて、資格を持っている方々がいれば、ある程度加点されるとか、少しこういう声を踏まえて現場に常駐しなくてもいいという形に改善する余地があるのかなという思いで今お話ししているわけです。

いつも言うように、我々が提案して—皆さんのほうでも変えたルールというのは、変えたときから古くなるのです。そのルールをまた逆手にとると言えば言葉が悪いかもしれませんが、そこをうまく利用して別の仕事をとるとか、いろいろ考える人がいるわけだから、今課長がおっしゃったことについても決めた次の日から古くなるということ踏まえて、今言ったような現場の声を受けて今後いろいろ考えていく余地があるのだろうかという頭でいてもらえるとありがたいです。

技術管理課長

総合評価の項目につきましては、女性の部分も含めていろいろと業界の声等もありますし、自分たちも分析しているんな課題等があると認識しております。今委員がおっしゃっていることについて、確かにそのルールを変えることで新しい展開がもちろん出てくるわけなので、そういうことを常々考えながら—総合評価がどうあるべきかを常々考えて—今もちょっと検討しているところなので、そういうことを考えながらやっていきたいと思っております。

工藤嘉範委員（分科員）

本当にそういうことだろうと思えます。その上で、加点のターゲットを女性に絞るとするのは、まだ建設業が発展途上というプロセスの中にあるからだと思っておりますけれども、世の中いろいろと変わっていく時代で、職種によっては募集する際に性別を明記しないというような流れもあるではないですか。そんな中で建設業だけ女性、女性と言っていること自体、何年かすると古くなるというか、そういう考え方ではない時代も来るかと思えます。日本社会もLGBTQ（Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Queering（自らの性の在り方について特定の枠に属さない人）の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称の1つ。）への理解が進む状況の中で—まだ私の頭はそこまで切り替わっていないけれども—そういう中で女性技術者ということをやることがやがてはちょっと古くなるというか、それはどうなのかなという時代も来るかもしれないし、そういうところも考えていかないといけない時代が来

るのではないかと思いますけれども、その辺はどうですか。

技術管理課長

いずれそういう時代が来てほしいと私も思っております。ただ、建設業においてはまだまだ女性の割合が低いので、そこは他の産業とは違って女性を後押ししていくという考え方を継続してもいいのではないかと個人的には思っております。ですので、将来—できればあまり遠くない将来、性別をわざわざ明記しなくても単なる若手としてくれるような時代が早く来ることを私としても願いつつ、まず当面は女性に少し優位に働くように—女性をもっと建設業界に呼び込めるように、この制度は続けていってもいいのかなと考えております。

工藤嘉範委員（分科員）

要はそこも同じような構造なのだけれども、女性だとか男性だとか、限定されるのが苦痛だということにも配慮しないといけない時代になっていることは頭の片隅に置かなければいけないのではないかと、今の答弁を聞いて思っています。では、どうすればいいかという答えはないけれども、決めつけることが世の中には苦痛だと思う人も出てきているし、そういう考えは徐々に世の中に蔓延してきているのではないかなと思っておりますので、そこだけは最後にお話しさせていただきます。答弁はいいです。

小野一彦委員（分科員）

建築住宅課に1点だけ質問させていただきます。

電気代の高騰対策が今回の議会のテーマの1つになっています。省エネ家電の買い換えに対する支援ということで生活環境部では提案されていますけれども、建設部のリフォーム支援における断熱化への支援の利用状況はどうでしょうか。

建設部参事（兼）建築住宅課長

住宅リフォーム支援は今年度も継続して実施しております。委員がおっしゃるとおり断熱改修も継続しております。最新の月別の情報としましては、10月末時点の利用状況がまとまっております。予算執行ベースで断熱改修は47%という状況になっております。この割合は、昨年度と比べますとおよそ10ポイントほど下回っております。毎月この執行状況をまとめる際に、業界の実態ということで技能組合や労働組合などの様々な業界団体の方から聞き取りもしておりますけれども、やはり昨今の物価高騰も影響しているようでございまして、今後ますます高くなっていくのかなという見込みもありませんが、もう少し待たばというところもあって、その辺がプラス側……。

先ほど10月末時点と申し上げましたけれども、申し訳ございません。最新の情報ということで11月末でございます。割合については先ほど申したと

おりです。

そういうことで、少し世の中の状況を見ながら、執行管理しなければいけないと考えているところがございます。

小野一彦委員（分科員）

物価高もあるのでそう単純には進まない部分もあるかと思いますが、ガス火力（ガス火力発電）に依存して——ガスの奪い合いによって今の電気代がこれからしばらく続くのかという中での脱炭素への取組ということで、省エネあるいは断熱改修というのは省エネ住宅の推進も含めて、今後いろんなやり方で大いに進めていかなければいけないと思いますので、そこら辺のPRをお願いしたいと思います。

道路課長

先ほど川口委員への答弁の際に、山形県境を含めて日沿道がつながるのが平成8年と言ってしまったけれども、正しくは令和8年度ですので、訂正させていただきます。申し訳ありません。

（※21ページの発言を訂正）

佐藤信喜委員（分科員）

これまでいろいろ質問してきた中の関連で少し聞かせてください。

まず、浅井統括監に伺いますが、建設DXの関係です。将来、自動運転技術までを考えたときに農家からはGPS基地局が欲しいという話をよく受けるのですけれども、建設部でもそういう話は出てくるものですか。

建設部建設産業振興統括監

今ICTなどをいろいろ進めている中で、まだまだICT化を進めている——普及させている段階で、今はそういう環境が整っているところを原則としてやりましょうという形で進めていますけれども、まだそれも100%に達していない状態です。ただ、これがどんどん進んできた段階ではそういう基地局の話も出てくると思いますけれども、今の段階でそういう話はないです。

佐藤信喜委員（分科員）

分かりました。いずれ農業のほうは、田植機もコンバインも自動化の中で——自動化といっても完全ではなく、農家が乗りながら自動操舵という中で少しずつ使い始めている状況であって、基地局を整備している市町村もあるわけですが、例えば農業は農業、建設は建設という考えではなくて、一緒に整備できるようなところがあるのであれば、やっぱり農林水産部と一緒にやってというか、県が一体の考え方の中で発言していきながら、整備に向かって検討していただければお願いして、この話は終わりたいと思います。

次に、村上課長に伺いますけれども、総合評価落

札方式の関係です。先ほど女性の加点の話も出ました。あと、県のほうで今取り組んでいる賃金向上の加点というのもありますけれども、企業によってはこれまで自社の努力で徐々に給料を上げているところもあります。一方で、なかなか給料を上げられない企業もあるし、そういったところが仮に上げていくにしても——これまで上げていなかった企業は比較的上げやすいのかは分からないのですが、これまでマックスで上げてきているところは非常に上げづらいと。そうであれば、点数の関係でこれから逆転現象が起きる可能性もあるのではないかという相談も1回受けたことがあるのですけれども、そういったことはシミュレーションしながらいろいろ考えてきているのか、今そういう問合せなどがあるものなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

技術管理課長

賃金向上については、総合評価の項目として今年の7月から新たに加えたわけですが、7月から11月末までの工事・業務におきまして実際の参加者がどれくらい賃金向上を図っているかを分析してみたところ、工事では約7割、それから業務では約9割の企業が賃金水準の向上を図っているという状況になっています。前回川口委員からもたしか同じような話があつて——過去に精いっぱい上げている企業はなかなか賃金水準を上げられないというお話がありましたが、今現在の状況を見てみると、工事においては7割くらいの企業が——今年度のものはまだ出ておりませんので、これは過去2か年度のどちらか、若しくは両方で賃上げをされていて、それが加点につながっている状況かと思えます。

今後の展開はもう少し——まだ4か月くらいしかたっておりませんので、今後の展開はもうちょっと見ていかないと分からないのですが——思ったよりはという言い方はちょっと失礼ですが、賃上げをされている企業が多いというのが私の実感であります。

佐藤信喜委員（分科員）

その実感している部分というのは県と直接契約している企業なのか、それともその下請業者まで調査を行っているのか、その辺はどういう受け止め方をすればよろしいでしょうか。

技術管理課長

今言いました加点業者については、これは受注者が賃上げをしているかどうかということで、下請業者まで全てを含めたものではありません。

なお、入札参加された業者が総合評価で「私のところは賃上げしています。」という部分は見ておまして、そういう会社が工事の場合は7割いるということです。

佐藤信喜委員（分科員）

分かりました。

総合評価の関係でもう1つ。以前個別にお話ししたかもしれないのですが、コンサルタントから上がってきた設計書について、受注者が実際に工事に向かう前にもう1度現場と合わせたときに金額のずれが生じるときがあるということで、コンサルタント業務のほうにも総合評価を取り入れていくことはできないかという話をしたことがあったと思うのです。いろいろ調べていると、建設コンサルタント業務等については、総合評価落札方式の試行ということで、要綱（委託業務総合評価落札方式試行要綱）に基づき試行されているのです。いつまで試行して、いつから本格導入していくのかなど、その辺についてちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

技術管理課長

業務委託につきましても、総合評価落札方式で行っております。最初に言われた金額が合わないという部分についてですが、現地調査をした結果、もし現地の状況等と設計図書の内容が合わないということが判明した場合においては、それは変更協議の対象となりますので実際に工事に取り掛かる前に「照査をした結果こうです。」というやり取りを現場の担当としていただき、発注者側がそこを認めれば、もちろん変更の対象となります。

佐藤信喜委員（分科員）

分かりました。そこまでお話は何っております。ただ、罰を受けるということではないのですけれども、あまりにも設計のミスが多いようであれば、しっかりやっているところと、言葉はあれですけれどもいいかげんなどころとは差をつけていくことも必要なのではないかなど。これは受注者側からもいろいろお話があって、設計と実際に自分たちが工事に向かうときの差というのが単価の上下——そもそも設計自体で足りない部分があったり、違いが見受けられる部分があるということは何っています。総合評価方式の中で優良な事業所に対してはしっかり加点していくといった取組ができれば、設計の段階から品質の確保につながっていくのではないかと思いますので、検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

技術管理課長

コンサルタント業務の総合評価については、工事と同じようにその会社が持つ今までの業績の平均点ですとか、評価の平均点ですとか、その業務を担当する技術者の技術力といったものを評価対象としておりまして、例えば過去の業務で工事に移行したときに不具合が生じたとか、ミスがあったという部分を評価するような内容には今のところなっておりません。委員のおっしゃるとおり、そういったことが

すごく多いということであれば、この評価の中で何かする必要あるのかどうか考えたいと思います。

佐藤信喜委員（分科員）

多いかと言えば分かりませんが、逆に言うと県のほうで設計どおりに施工できずに変更契約をしている部分というのは後で分かるではないですか。そういった部分から何がおかしかったのか、逆に設計のほうを調査していくというのはできないものですか。例えば変更があったときに、単なる単価の変更だけの場合と実際には設計どおりだと少し足りないのではないかといった申出があった場合とでは違うと思うのです。その中で、例えば「この設計はおかしいのではないか。」という話があったものについては、しっかりと設計の部分を精査していくとか、調査するといったことはできますよね。なので、そういったことに今後取り組んでいってほしいという話なのです。

技術管理課長

明らかに設計が間違っているとか、設計条件の設定の仕方がおかしいといったことでその構造物自体が成り立たない——安定性、安全性が確保できないといったことがもし後から露見した場合については、それは従来からもコンサルタントに対して何らかの措置をとることがあるかと思います。小規模なものといえますか、施工の仕方としてこうしたほうがいいのかという施工者側の提案というものもあるかと思えますし、例えば施工方法の考え方というのは、必ずしも設計業者と施工者との間で一致しない場合もあります。その辺は仮設（仮設工事）などでよくあるかと思うのですけれども、そこは設計は設計、施工は施工ということで、施工者がその設計どおりにやるほうが窮屈だと思われるのであれば、それは「やりたいようにやっていますか。」という協議をしていただければいいと思います。ただ、そうではなくて、明らかに何らかのミスがある場合にそれをフィードバックしていくようなことについては、ちょっと考えてもいいかと思えます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月21日水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午前11時46分 散会

(原案を可とすべきもの)

25 議案第215号

生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結する協議について (討論・採決)

(原案を可とすべきもの)

26 議案第216号

財産の取得について (討論・採決)

(原案を可とすべきもの)

27 所管事項調査の継続

(継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤 信喜
副委員長	鳥井 修
委員	川口 一
委員	工藤 嘉範
委員	瓜生 望
委員	渡部 英治
委員	小野 一彦

書記

議会事務局議事課	松江 翔一
議会事務局政務調査課	嵯峨 未羽子
建設部建設政策課	進藤 一弥

会議の概要

午後 1時32分 開議

出席委員

委員長	佐藤 信喜
副委員長	鳥井 修
委員	川口 一
委員	工藤 嘉範
委員	瓜生 望
委員	渡部 英治
委員	小野 一彦

説明者

建設部長	田中 倫英
建設部建設技監	佐々木 寿一
建設部建設産業振興統括監	
	浅井 学
建設部次長	奈良 滋
建設部次長	川辺 透
建設部次長	笠井 良真
建設部参事(兼) 建築住宅課長	
	中野 賢俊
建設部参事(兼) 港湾空港課長	
	伊藤 邦昭
建設政策課長	三浦 卓実

会計管理者(兼) 出納局長

奈良 聡

監査委員事務局長 工藤 千里

労働委員会事務局長 鎌田 雅人

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託案件に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第191号から議案第216号までの26件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第191号ほか25件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第191号ほか25件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することに決定されました。

この旨議長に申し出ることとします。

委員長

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後 1時33分 閉会